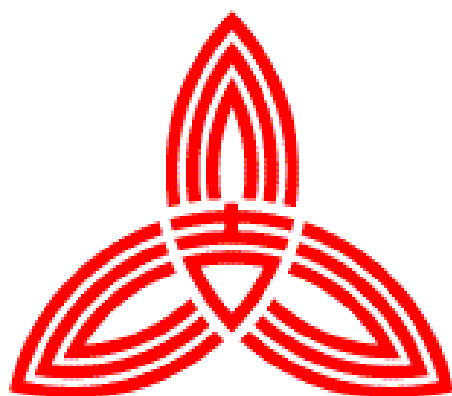


吉川市街頭防犯カメラの設置及び運用に関する 基本方針



令和4年3月
吉川市

目次

1. はじめに	1
(1) 基本方針策定の目的	1
(2) 防犯カメラに関する取り組みと課題	1
(3) 防犯カメラの種別と本基本方針の対象	2
2. 設置に関する基本方針	3
(1) 設置場所の選定と設置	3
(2) 撮影範囲	3
(3) 設置に関する表示	3
(4) 設置にかかるコスト縮減	4
3. 運用に関する基本方針	5
(1) 管理責任者等の設置	5
(2) 秘密の保持	5
(3) 撮影された画像等の取り扱い	5
(4) 撮影された画像の提供等	6
(5) 問い合わせ・苦情等の対応	6
4. 参考	7
(1) 吉川市個人情報保護条例 第10条	7

1. はじめに

(1) 基本方針策定の目的

本市では、平成 18 年に「吉川市安全安心都市宣言」を制定し、市や地域、警察などが一体となって、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちの実現に向けて取り組んできました。また、平成 30 年 3 月には「第 3 次吉川市防犯推進計画」を策定し、犯罪の未然防止のため、地域での自主的な防犯活動、犯罪防止に配慮した環境整備を推進しています。

防犯カメラについては、犯罪発生を抑止効果が期待できるとともに、犯罪捜査等に役立つなど、事件や事故の早期解決に大きく寄与することが期待できることから、「第 3 次吉川市防犯推進計画」において、公共施設への整備や道路や公園、駅前広場などの公共の場所に、いわゆる街頭の防犯カメラの整備に取り組んでいくことを計画しています。

また、公共の場所に設置する防犯カメラ（以下「街頭防犯カメラ」という。）は不特定多数の方が撮影されるため、防犯カメラの設置にあたっては、犯罪発生を抑止効果を高めるとともにプライバシーへの配慮が必要となります。

このようなことから、市が設置する街頭防犯カメラの設置及び運用に関する考え方やルールを定め、厳格かつ適正な取り組みを進めることを目的とします。

(2) 防犯カメラに関する取り組みと課題

現在、本市では、市役所庁舎や公共施設等に施設の維持管理や利用者の安全確保などを目的とした防犯カメラ（以下「施設防犯カメラ」という。）を設置しています。施設防犯カメラの設置にあたっては施設管理者の権限によるものの、記録した画像等については、平成 29 年 11 月に「吉川市防犯カメラの設置及び運用に関する規則」を施行し厳格な管理運用を図っています。

また、令和元年には、職員の安全運転の意識向上や交通事故の未然防止、地域の犯罪発生を抑止などを目的として、市公用車にドライブレコーダーを整備しました。ドライブレコーダーの管理・運用については、令和元年 6 月に「吉川市公用車ドライブレコーダーの設置及び運用に関する規則」を定め、厳格に管理運用しています。

今後、駅周辺などの公共の場所における街頭防犯カメラの設置を進めるにあたっては、施設防犯カメラやドライブレコーダーとは設置の目的や場所に関する考え方などが異なる部分もあることから、街頭防犯カメラの設置や運用などに関する方法や考え方などをあらためて整理し、基本的な方針やルールを定め、厳格に管理運用していく必要があります。

(3) 防犯カメラの種別と本基本方針の対象

防犯カメラについては、犯罪の予防並びに犯罪及び事故発生後の検証を目的として設置され、特定の場所を記録するカメラ及び関連機器で構成されたものをいいます。

種別としては道路等の公共の場所に設置される「街頭防犯カメラ」と、主に施設等に設置される「施設防犯カメラ」、公用車に整備される「公用車ドライブレコーダー」の3つに区分し、この基本方針では、公共の場所に設置する「街頭防犯カメラ」を対象とします。

【定義】

種別	主な目的	主な設置場所
街頭防犯カメラ	<ul style="list-style-type: none">・地域における犯罪発生を抑止・体感治安の向上・事件等の早期解決	駅前広場、道路、公園など (屋外)
施設防犯カメラ	<ul style="list-style-type: none">・施設の維持管理・施設利用者の安全確保・設備等のいたずら防止・施設内での犯罪抑止	公共施設、自由通路、公園、駐車場など(屋内または屋外)
公用車 ドライブレコーダー	<ul style="list-style-type: none">・安全運転の意識向上・交通事故の未然防止・交通トラブルの抑止・地域の防犯	公用車

2. 設置に関する基本方針

(1) 設置場所の選定と設置

「街頭防犯カメラ」の設置場所の選定にあたっては、地域における犯罪発生を抑止や犯罪捜査、事件・事故の早期解決に大きく寄与できることから、街頭犯罪や不審者・声掛け事案等の発生状況等を勘案し、警察等の協力のもと、下記の設置場所及び設置個所の要件を総合的に判断した上で選定します。また、告示等の方法により広く周知した上で設置するものとします。

なお、設置にあたっては、設置個所付近の地域住民や関係機関などへ設置目的や管理等について説明するとともに意見を聴取します。

①設置場所（原則、屋外）

不特定多数の歩行者等が往来する広場や道路、公園などに設置するものとします。

②設置個所

設置する個所は、通行人などから認知されやすく、交差点等の人目につきやすいところを選定します。

③設置台数

街頭防犯カメラの設置にあたっては、プライバシー保護の観点からも、必要以上に設置することがないように、地域住民や関係機関などと協議をしながら計画的に設置するものとします。

(2) 撮影範囲

撮影する範囲は、地域における犯罪発生を抑止、体感治安の向上、事件等の早期解決のために必要な最小限の範囲とします。また、撮影される画像等に住宅の内部等が映り込むことがないように、カメラの向きや角度、必要に応じてマスキング加工等を施すなど、撮影範囲を調整しプライバシーに配慮するものとします。

(3) 設置に関する表示

公共の場所に街頭防犯カメラを設置するときは、犯罪を未然に防ぐため、通行人などが見やすい場所に、街頭防犯カメラを設置している表示を掲示するものとします。

（４）設置にかかるコスト縮減

街頭防犯カメラの設置にあたっては、国や県などの補助制度や民間活力を活用するなど、設置に伴うコストの縮減に努めるものとします。

また、民間活力を活用する場合には、設置条件や費用負担などを十分に確認し、必要に応じて部署間で協力し連携を図りながら設置するものとします。

3. 運用に関する基本方針

(1) 管理責任者の設置

街頭防犯カメラで撮影した画像等は適正に取り扱わなければならないため、管理責任者を置き、適正に管理及び運用を行います。

管理責任者とは、街頭防犯カメラの設置、操作、画像データ等の記録及び整理、運用などが適正に取り扱われるよう管理監督するものをいいます。管理責任者は、街頭防犯カメラを設置した部署の所属長が担うものとします。

(2) 秘密の保持

管理責任者は、画像等の漏洩、滅失又は毀損の防止を図り、撮影された画像等から知り得た情報は、正当な理由なく第三者に漏らすことを禁じ、秘密を保持し適正な管理を行います。

なお、管理責任者が人事異動等により、その任から離れた場合も同様とします。

(3) 撮影された画像等の取り扱い

撮影された画像は、情報化の進展に伴い、複製や転送、持ち出し等が容易に行えるため、次のルールを遵守し、厳格かつ適正に管理するものとします。

①画像等の保護

ア. 防犯カメラに記録された画像等をデータ受信するための他の記録媒体は、使用目的を限定した専用の記録媒体を用いることとします。また、他の記録媒体は施錠できる場所に保管し、管理責任者若しくは管理責任者から指示された者以外の者が外部へ持ち出しできないよう対策を講じるものとします。

イ. 防犯カメラから他の記録媒体に画像データを受信するときは、専用の回線を使用し、外部への漏洩等を防止するための措置を講じるものとします。

②画像等の保存期間

街頭防犯カメラで記録された画像等の保存期間は、設置目的等に照らして必要最小限の期間とします。

③画像等の保存

撮影された画像は、加工せず、原則として撮影された状態のまま保存するものとします。

④画像等の消去

保存期間が終了した画像等は、データを復元することができないよう、上書きや初期化などにより確実に消去します。また、画像記録装置や画像記録媒体を破棄する場合は破砕するなど、画像等が復元できないように処分します。

(4) 撮影された画像の提供等

撮影された画像の利用及び提供は、犯罪捜査などへの提供など、吉川市個人情報保護条例の規定に基づき行うものとします。

なお、画像を第三者に提供する場合は、台帳を整備し、提供する日時、提供先、提供理由、提供した画像等の内容を記録するものとします。

(5) 問い合わせ・苦情等の対応

管理責任者は、防犯カメラ等の設置及び運用に関する問い合わせや要望、苦情等を受けた場合は誠実かつ迅速に対応するものとします。

4. 参考

(1) 吉川市個人情報保護条例 第10条

(利用及び提供の制限)

第10条 実施機関は、利用目的以外の目的のための保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の利用（以下「目的外利用」という。）又は当該実施機関以外の者への提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 公表することを目的として取得したとき。
- (6) 目的外利用をする場合又は国等若しくは他の実施機関へ外部提供をする場合において、当該個人情報を使用することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害することがないと認められるとき。
- (7) 専ら統計の作成若しくは学術研究を目的とする場合又は本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる場合に外部提供をするとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が審査会の意見を聴いて、特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に害することがないと認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をしたときは、次に掲げる事項を市長に報告しなければならない。

- (1) 目的外利用等をした個人情報取扱事務の名称
- (2) 目的外利用等をした理由
- (3) 目的外利用等をした個人情報の項目
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を審査会に報告しなければならない。この場合において、審査会が必要と認めるときは、速やかに、目的外利用等をした旨を当該本人に通知しなければならない。

4 実施機関は、外部提供をする場合において、必要があると認めるときは、外部提供を受ける者に対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

吉川市街頭防犯カメラの設置及び運用に関する基本方針

令和4年3月3日策定

市民生活部危機管理課